

# 子どものけんりニュース

だいごう  
第7号

はっごう  
2006. 4. 28発行

札幌市がすすめている「子どもの権利条例（札幌市における子どものことについてのきまり）づくり」についての  
ニュースレターです！一緒に「子どもの権利」について考えてみませんか？

条例の素案づくりをすすめている「検討委員会」では、みなさんから寄せいただいたご意見を参考  
に、最終答申書の作成に向けて、白熱した議論をくりひろげています。

「子ども委員会」でも、「子どもにとって大切な権利とは？」というテーマで、3回にわたり活  
発な意見交換をおこないました。その結果が、どのように最終答申書に反映されるか、ご期待ください！！



## 「子ども委員会」の活動のようす

4月13日に第4回子ども委員会を、4月24日に第5回子ども委員会を、それぞれ開催しました。

第4回は、第3回に引き続き、グループごとに「子どもにとって大切なことは何？」ということについて話し合いました。

また、第5回は、グループごとに、一人一人が考えた「もっとも大切だと思う子どもの権利」を発表し、それが実現するためには、まわりの環境がどうなればよいかなどを考えました。そして全体での意見交換では、「自分らしさ」と「我がまま」の違いなどを話し合いました。

子ども委員が考え議論したことは、検討委員会に伝えられ、条例づくりに生かされます。これからも、子ども委員会の活動にご注目ください！



【子ども委員会のようす】

## 「検討委員会」での議論も大詰め

最終答申書の作成に向け、検討委員会ではこれまで、「子どもの定義や育ち学ぶ施設の定義をどうするか」「大人の責務をどのように盛り込むべきか」「子どもの権利専門委員会への子どもの参加について」「権利侵害からの救済について」など、起草ワーキンググループを中心に、熱のこもった議論をおこなっています。

そして、最終答申書の項目案もできあがってきました。今後とも、この項目案をはじめ条例づくりについて、たくさんのご意見などをお寄せいただきますよう、よろしくお願  
いいたします。（裏面に項目案を掲載しています。）

### ◆今後の検討委員会の開催予定（※）

第18回検討委員会：5月20日（土）13時00分～STV北2条ビル6階  
第19回検討委員会：5月27日（土）15時00分～WEST19研修室

## 市民意見交換会を開催しました

4月16日に屯田北児童会館において、検討委員会主催の市民意見交換会を開催しました。今回の意見交換会では、はじめに検討委員会委員が、中間答申書と検討中の最終答申書骨格案を提示。その後、5グループに分かれて、最終答申書にも盛り込みたいことなどについて、意見交換をおこないました。

グループ討議では、「子どもの意見を聞くためには、大人の十分な説明が必要。」「子どもの権利を学ぶ機会を様々な場面でつくるのが大切。」などの意見が出ていました。発表会では、中学生から「大人の意見が聞けてよかった。大人に甘えることなく成長していきたい。」との話がありました。



【意見交換会のようす】

## 「中間答申書」に寄せられたご意見

検討委員会の中間答申書に、たくさんのご意見をいただきありがとうございます。そのうち一部をご紹介します。

### ◆18歳未満の方からのご意見

- ・最近、子どもがつけられる話を聞くので、自分の身を守ることができるような仕組みをつくってもらいたい。
- ・いじめや虐待は自分ひとりの力ではどうしようできないときがあるから、簡単に悩みを聞いてくれるシステムがあればいいと思う。
- ・子どもは必ず大人になるのだから、子どものうちに社会の色々なことにふれておくと、大人になった時に役に立つと思う。 など

### ◆18歳以上の方からのご意見

- ・条例をつくることに賛成。障がいのある子や、国籍の違う子どもなどは仲間はずれにされることがあるので、きちんと権利を保障してほしい。
- ・条例はよいものだと思うし、子どものことを考えるきっかけになるかもしれないが、条例がどのようにいかにされていくのかよく分からない。 など

※検討委員会会場の住所は、STV北2条ビル「中央区北2条西2丁目」、WEST19「中央区大通西19丁目」です。日程等については変更の場合がありますので、右記にご確認下さい。  
※中間答申書に寄せられた市民意見は子ども未来局ホームページでも紹介しています。  
(ご意見総数 690件)

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課  
でんわ 011-211-2942 ファックス 011-211-2943  
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>

さっぽろ市  
04-G01-06-141  
18-5-30

# 最終答申書に盛り込む項目案

(注)この資料は、平成18年4月22日の検討委員会での議論をもとに作成した資料です。  
記載内容につきましては、今後の検討委員会での議論のなかで変化していくものですので、  
ご留意お願いいたします。

## 前文

### 第1章 総則

1. 目的
2. 定義
3. 責務

### 第2章 権利普及

1. 子どもの権利の日
2. 市民の活動と連携した広報
3. 学習等への支援

### 第3章 子どもの基本的な権利

1. 自分らしく生きる権利
2. 豊かに育つ権利
3. 参加する権利
4. 安心して生きる権利

### 第4章 生活の場における権利保障

#### 第1節 家庭における権利保障

1. 保護者の役割
2. 保護者への支援
3. 虐待・体罰の禁止等

#### 第2節 育ち学ぶ施設における権利保障

1. 育ち学ぶ施設の役割
2. 開かれた施設づくり
3. いじめの防止
4. 虐待・体罰の禁止等
5. 関係機関との連携と研修
6. 不利益処分等

#### 第3節 地域における権利保障

1. 地域の役割
2. 子どもの居場所
3. 自然環境の保全
4. 安全・安心な地域づくり

#### 第4節 参加・意見表明の機会の保障

1. 子どもの参加の促進
2. 市の施設に関する子どもの意見
3. 市の審議会等に関する子どもの意見
4. 情報発信

#### 第5節 子どもの育ちや成長に関わる大人たちへの支援

1. 育ち学ぶ施設関係者への支援
2. 地域での市民活動の支援

#### 第6節 子どもの個別の状況に応じた権利保障

1. 市民の役割
2. 市の役割

### 第5章 施策の推進

1. 施策の推進
2. 推進計画

### 第6章 子どもの権利専門委員会

1. 子どもの権利専門委員会

### 第7章 子どもの権利侵害からの救済

1. 救済制度の創設
2. 救済の制度設計